



週刊 税のしるべ

第3623号 (昭和24年11月30日第3種郵便物認可) ©税のしるべ 2024年

主な記事

- イデコの拠出限度額が変更に 2面
- 「特別の料金」は医療費控除の対象 3面
- 徴収部長会議を開催 3面
- 幹部に聞く・高橋課税部長 4面

空き家への住宅用地特例の解除を巡り裁決

京都市 固定資産税等の減額除外に違法性なし

適切な管理が行われていない空き家が放置されることへの対応として、固定資産税等の住宅用地特例を解除する措置の適用が平成28年度から始まり約9年が経過した。市町村長から勧告を受けた特定空家等の敷地について、同特例の適用対象から除外される(令和5年改正で管理不全空家等の敷地も除外対象に追加)もので、同特例の対象から外れると固定資産税が最大で6倍にもなる。今年3月に京都市で同特例の適用対象除外を受けた納税者がその取消しを求めた。京都市で同特例の適用対象除外を受けた納税者がその取消しを求めた。京都市で同特例の適用対象除外を受けた納税者がその取消しを求めた。京都市で同特例の適用対象除外を受けた納税者がその取消しを求めた。

その後、請求人が空き家に住民票を移して勧告は撤回

審査請求の審査庁が根のシート養生の設置 請求人に送付した。認定した事実によれば、京都市長は事前に2度(平成28年、令和2年)にわたり「空き家等の活用、適正管理」等に関する通知書を送付した上で、3年12月10日に①瓦が破損および②屋敷の生活環境に深刻な影響を及ぼしている空家(特定空家等)の除却等を促すための枠組みが整えられている。京都市長は、特定空家等の所有者等に対し、周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう助言または指導、勧告および命令をすることができるとしている。京都市長は、特定空家等の所有者等に対し、周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう助言または指導、勧告および命令をすることができるとしている。京都市長は、特定空家等の所有者等に対し、周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう助言または指導、勧告および命令をすることができるとしている。

| 年度 | 助言・指導 | 勧告 | 命令 |
|-------|--------------|-------------|-----------|
| 平成27年 | 2,194 (121) | 60 (24) | 6 (5) |
| 28年 | 3,062 (203) | 215 (73) | 19 (16) |
| 29年 | 4,058 (275) | 304 (93) | 37 (27) |
| 30年 | 4,524 (325) | 379 (107) | 43 (21) |
| 令和元年 | 5,320 (398) | 442 (136) | 38 (30) |
| 2年 | 5,755 (403) | 484 (150) | 64 (46) |
| 3年 | 5,453 (417) | 549 (156) | 85 (61) |
| 4年 | 4,568 (417) | 622 (159) | 90 (58) |
| 5年 | 4,246 (374) | 534 (161) | 74 (61) |
| 小計 | 39,180 (850) | 3,589 (458) | 456 (219) |

| 年度 | 指導 | 勧告 | 命令 |
|------|------------|-------|----|
| 令和5年 | 1,091 (92) | 0 (0) | — |
| 小計 | 1,091 (92) | 0 (0) | — |

※カッコ内は市区町村数。管理不全空家等の措置は5年12月以降分。

法14条2項の規定に基づき勧告をする旨を予告した。京都市長は、特定空家等の所有者等に対し、周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう助言または指導、勧告および命令をすることができるとしている。京都市長は、特定空家等の所有者等に対し、周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう助言または指導、勧告および命令をすることができるとしている。京都市長は、特定空家等の所有者等に対し、周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう助言または指導、勧告および命令をすることができるとしている。

特定空家等への勧告は累計3600件

5年度開始の管理不全空家等への勧告は0

平成27年5月に全面施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」では、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている空家(特定空家等)の除却等を促すための枠組みが整えられている。京都市長は、特定空家等の所有者等に対し、周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう助言または指導、勧告および命令をすることができるとしている。京都市長は、特定空家等の所有者等に対し、周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう助言または指導、勧告および命令をすることができるとしている。京都市長は、特定空家等の所有者等に対し、周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう助言または指導、勧告および命令をすることができるとしている。

京都市長は、特定空家等の所有者等に対し、周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう助言または指導、勧告および命令をすることができるとしている。京都市長は、特定空家等の所有者等に対し、周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう助言または指導、勧告および命令をすることができるとしている。京都市長は、特定空家等の所有者等に対し、周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう助言または指導、勧告および命令をすることができるとしている。

今のご顧問報酬は適正額ですか?

タイムチャーチ

顧問先ごと、担当者別、業種別の時間による原価計算が簡単に行えます。

1名様 220円/月 (5名様より)

SOUCHI 創知株式会社

www.souchi.jp

●信頼いただける財協の税務関係図書●

〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号(財協ビル)

伏見俊行 著

◆四六判・320頁・定価2530円(税込)

ハイドアンドシーク3

「未来のあなたへ」

国際的租税回避を企てる者とその追随者税務当局の果てなき攻防(ハイドアンドシーク)の物語。舞台は、米国(第1作)、インドネシア(第2作)から、香港、中国、日本へ。租税負担の回避は是か否か、正義とは、公平とは、未来のあなたへ贈る「夢、希望、絆、平和」を思いやりの物語。

成松洋一 著

◆A5判・770頁・定価5060円(税込)

十訂版 試験研究費の法人税務

試験研究費について、その定義から具体的税務処理の取扱いまでを、体系的かつ詳細に解説。具体的事例による「質疑応答」や重要な「判決例」「裁決例」も随所に交えて、理論と実践の両面から「試験研究費」をめぐる法人税務を網羅した。前版(令和4年7月刊)の収録内容を見直すとともに、令和6年度税制改正までを織り込み新たな設例等を追加して改訂。

川瀬智広 編

◆B5判・520頁・定価2310円(税込)

令和6年版 年末調整のしかた

特別付録「年末調整の質問290に答える」収録!!

年末調整に必要なすべての事項をわかりやすく実務的に解説。ミスをしたためのポイント、注意事項、各種計算例、最新の様式による記載例等を盛り込んで解説。令和6年分所得税の年調減税額(定額減税額)の確認・計算方法・記入例についても解説。特別付録の年末調整の質問も拡充して収録。

大坪和敏 監修

◆B5判・480頁・定価3520円(税込)

令和6年版 図解 会社法

重要な制度・条文を中心に、相互に関係する条文のつながりを明らかにし、会社法全体の骨格が理解できるように平易な表現で構成。また、会社法に係る各種制度についても、制度趣旨及び概要、具体的手続きまでを、図表・フローチャート等多用し、関連他法との比較も交えて解説。会社法に關係する令和6年度までの税制改正等にも対応・反映して改訂。

全国女性税理士連盟 編

◆A5判・620頁・定価4620円(税込)

令和6年版 地方税Q&A

「日本税理士会連合会推薦図書」

地方税は住民税、事業税、固定資産税といった身近な税ではあるものの、税目が多岐にわたり、複雑、難解で、習得が容易ではない分野です。本書は、地方税全般についてその概要から事業に関するもの、不動産に関わるもの、生活に関するものまで幅広く網羅しわかりやすいQ&A方式で解説。前版(令和3年10月刊)以来3年ぶりの改訂版。

企業年金に加入する人のイデコの拠出限度額の見直し

| | 現行 | 6年12月以降 |
|----------------------|---|--|
| 企業型DCのみに加入 | 月額5万5000円ー各月の企業型DCの事業主掛金額(月額2万円を上限) | 月額5万5000円ー(各月の企業型DCの事業主掛金額+DB等の他制度掛金相当額)(月額2万円を上限) |
| 企業型DCとDB等の他制度に加入 | 月額2万7500円ー各月の企業型DCの事業主掛金額(月額1万2000円を上限) | |
| DB等の他制度のみに加入(公務員を含む) | 月額1万2000円 | |

12月以降の企業型年金に加入する人のイデコの拠出限度額の見直しは図のとおり。12月以降、確定給付型(DB等)に加入する場合は、共済掛金相当額と合算して月額5万5000円を超えない。他制度掛金相当額とは、DB等の他制度ごとの給付水準から企業型DCと比較可能な形で評価したもの。算定方法は厚生労働省令で定められており、複数のDB等の他制度に加入している場合はその合算となる。つまり、企業年金に加入する者のイデコの拠出限度額は、毎月定額拠出のみ可

イデコの掛金拠出限度額が12月から変更

一部で月1万2000円が2万円に拡大

加入時の事業主証明書や年1回の現況確認は廃止

今年12月(来年1月引落分)から企業型確定給付年金(DB)等の他制度に加入している人(公務員を含む)の個人型確定拠出年金(イデコ)の拠出限度額が月額1万2000円から最大2万円へと変わる。他方、すでにイデコに加入している人では、企業型確定拠出年金(DC)の事業主掛金額と他制度掛金相当額によってはイデコの掛金の上限が小さくなったり、イデコの掛金の最低額(月額5000円)を下回り、掛金を拠出できなくなったりする可能性もあるとされているので注意が必要となる。

拠出限度額は「月額2万円、かつ、事業主の拠出額(各月の企業型DCの事業主掛金額+DB等の他制度掛金相当額)との合計が月額5万5000円の範囲内」となり、事業主の拠出額が月額3万5000円を超えると、その分だけイデコの拠出限度額が月額2万円から減る。このことにより、企業型DCの事業主掛金額とDB等の他制度掛金相当額によってイデコの掛金の上限が小さくなったりする可能性がある。現在、イデコの掛金が年単位拠出となっている人は毎月定額拠出への変更が必要となり、毎月定額拠出への切り替え手続きを行わなかった場合は今年12月掛金(来

年1月引落分)以降、イデコの掛金が拠出停止となる。また、企業型DCの事業主掛金とイデコの掛金の合算管理の仕組みとあわせてDB等の他制度掛金相当額を管理することにより、イデコの実施主体である国民年金基金連合会が必要となる。これにより、状況を確認できることとなる。現在、イデコに加入している人は、加入時・転職時における企業年金の加入状況の発行、②年1回の現況確認が今年12月から廃止される。

住宅ローン控除の適用に際しては、新たな調査方式に対応した金融機関が令和6年9月時点で6行となった。国税庁ホームページの調査方式に対応した金融機関一覧が更新されており、8月時点と比べると3行増えている。いずれの金融機関も納税者が申請書に記載する事項について、マイナンバーを記載する方式を採用している。

住宅ローン控除の適用に係る手続きについては、6年分以降の所得税等の申告等から、これまで納税者が年末残高証明書を税務署等に提出する「証明書方式」から、金融機関が税務署に年末残高調査を提出する「調査方式」に変更に伴い、調査方式に移行する。納税者は、この手続きの変更に伴い、調査方式に移行する。

15日公示、27日投票の衆院選の選挙戦が中盤に差し掛かった。各党、各候補の訴えも熱を帯びる。裏金問題などの影響で自民党に逆風が吹く中で、野党がどこまで勢力を伸ばせるかが選挙戦の最大の関心事となっている。各党さまざまな公約を掲げるが、中には実現性に乏しいと思えるようなものもある。大幅な減税を主張しても現実的な財源を示さないのではあれば、それは絵に描いた餅にすぎない。かつて大風呂敷を広げ、多大な期待を集めて選挙に勝利したにも関わらず、目玉政策の実現が困難となり、失望を買った政権があったことは記憶に新しい。★期待が大きければ大きいほど、裏切られた時の失望は大きい。どの政党が政権を獲得することになって、信じて投票した国民の期待を裏切るようなことだけはしてほしくない。(2)



神津顧問と中里氏が高校で講演

日税連 日本の税制と税理士をテーマに

日本税理士会連合会(太田直樹会長)の神津信一顧問は4日、前政府税制調査会会長で東京大学名誉教授の中里実氏とともに、山形県米沢市の山形県立米沢興譲館高校を訪問し、2年生・3年生の生徒76人に、「日本の税制と税理士制度」をテーマに講演した=写真。東北税理士会の高澤圭一会長、大澤一雄常務理事も参加した。

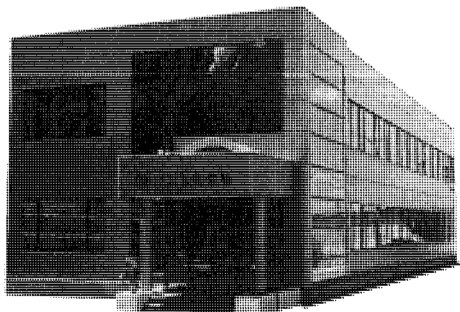
これは、税理士登録者に占める30歳代以下の割合が1割にも満たず、税理士の平均年齢が60歳を超えるなか、税理士制度が将来にわたり維持・発展していくためには、若年層の取り込みが不可欠との認識のもと、税理士法改正で税理士試験の受験資格要件が緩和されたことを契機に、より若い世代への広報を多角的に実施することを目的に開始したもの。

中里氏から、職業選択における考え方として、自らの生い立ちや研究者を志した経緯などに触れつつ、「限られた情報や家庭環境などのさまざまな制約がある中で選択するには、多くの人と接し、職業の事情を知ることが重要」などの話があり、あわせて、税理士を含む専門家の意義について説明があった。

また、神津顧問は、税理士の独占業務や日々の業務の他、税理士の平均年収や定年がないことなど、税理士の魅力を語った。

日税連では今後も、この講演を各地の高校で実施することとしている。

信頼と確かな技術の総合建設業!!



ISO9001 JQA-QM7681 認証登録
ISO14001 JQA-EM6007 認証登録

株式会社 三村興業社

代表取締役 小笠原 國男

本社 青森県上北郡おいらせ町下明堂30番地10号 Tel.0178-52-5751

八戸営業所 青森県八戸市大字市川町字稲荷岱43の2 Tel.0178-52-5131

一級建築士事務所 青森県上北郡おいらせ町下明堂30番地10号 Tel.0178-52-5751

https://www.15mimura.co.jp

創業 明治三十年

豊富な経験と知識を生かした信用と技術の水戸工業



自動車整備用工具製造 機械工具・工作機械販売

水戸工業株式会社

本社/〒101-0036 東京都千代田区神田北乗物町6番地 電話東京(03)3252-1211(大代表)

国税庁の幹部に聞く

課税部長 高橋 俊一

たかはし・しゅんいち 平成5年現財務省入省。13年国税庁長官官房企画課課長補佐。14年国税庁長官官房企画課課長補佐。26年東京国税局査察部長。27年大臣官房企画官兼主税局税制第三課29年主計局主計官。令和2年国税庁長官官房企画人事課長。4年福岡国税局長。6年7月から現職。

経済・社会情勢が大きく変化していく中、税務行政はどのように対応していくのか。DXやインボイス制度の施行で、今後の事務運営や調査手法はどう変わるのか。本紙では今週以降、国税庁の幹部に話を聞く。第一回は、高橋俊一課税部長に今後の事務運営方針などについて話を聞いた。次週以降、田島伸二徴収部長、武田一彦調査査察部長、中村稔審議官(国際担当)、斎須明之審議官(酒税等担当)の話を掲載する。

——今事務年度の基本方針は、納税者サービスの向上に努めてまいります。本年6月から定額減税が

課税部においては、国税庁の使命である納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現するため、申告・納税手続などに関する情報の確かな周知・広報を行うっていくとともに、納税者の方々からの相談などに対して迅速かつ的確に



税務調査等については、経済社会の変化に伴う新たな取引・資産運用手法等にも着目するとともに、「税務行政の将来像2023」に沿って、AIも活用しながら申告情報

6年分確定申告 e-Taxの利便性が向上

定額減税額の計算が可能に

確定申告書等作成コーナーを改修

やその他の資料情報などの幅広いデータを分析することで、申告漏れの可能性が高い納税者を判定し、調査必要度の高い納税者には深度ある調査を、その他の納税者については、行政指導により接触するなど、効果的・効率的な事務運営に努めてまいります。

また、法人税申告については、既に多くの申告でe-Taxを利用していただいておりますが、e-Taxを利用していただく事業者は、今年1年分の取引を申告する必要があることから、期限内申告・納

公表するなど、事業者の方々の声を踏まえた周知広報に努めてまいりました。インボイス発行事業者の登録申請は、最近月253万件で推移し、新規開業・設立した方からの申請が多くなっており、登録件数は令和6年9月末時点で約460万件となっています。

また、前年にインボイス制度の導入を機に初めて消費税込の確定申告を行った個人事業者は、今年1年分の取引を申告する必要があることから、期限内申告・納税の推進に取り組んでいきます。

としつつ、消費税の適正課税の確保、国際化及び富裕層への対応、無申告への対応並びにシェアリングエコノミー等新分野の経済活動への対応を引き続き課税重点課題とした上で、計画的かつ重点的に取り組んでまいります。

e-Taxで申告された法人では、既に4社に3社が財務諸表などの添付書類もe-Taxで送信していただきます。国税庁のe-Taxホームページには、財務諸表データのe-Tax提出について詳しい説明を掲載しておりますので、ご参照の上、ご協力願います。

インボイス制度については、制度開始後も事業者の方々からの相談に丁寧に対応するほか、消費税に馴染みのない方もご理解いただけるようにシンプルで分かりやすいコンテンツを作成

また、定額減税の実施に伴い、国税庁ホームページの特設サイトにリーフレットやQ&Aを掲載するなど周知広報し、納税者の方々が円滑に確定申告できるように努めています。

さらに今後は、定額減税に必要な手続を案内するフローチャートや動画などのツールの提供や、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」において、定額減税額が計算できるよう改修するなどの予定としております。

私たちにしか出来ないものをカタチに

事業内容：家電製品の各種機能部品、水関連製品の設計、製造、及び販売

テクノエクスセル株式会社

〒382-0097 須坂市大字須坂字八幡裏1588
TEL：026-245-0121 (代表)

地域に拓き、貢献する 優良企業

阿部精麦株式会社

代表取締役 阿部 一郎

本社 新潟県加茂市岡ノ町5番5号
TEL 0256(52)4141(代) FAX 0256(53)2678

精麦部・白根工場……TEL 025(375)4143(代) FAX 025(375)5263
石油部配送センター……TEL 0256(53)2185 FAX 0256(53)2875
西加茂給油所……TEL 0256(52)2137
加茂駅前給油所……TEL 0256(52)1603
ガス部……TEL 0256(52)1168(代) FAX 0256(53)3144
建材部……TEL 0256(52)4141(代) FAX 0256(53)2678
自動車整備工場……TEL 0256(52)1985(代) FAX 0256(52)3012

精麦・精米・倉庫業(精麦部)
太平洋セメント株式会社特約店(建材部)
出光昭和シェル特約店(石油部)
アストモスエネルギー株式会社特約店(ガス部)
陸運局長指定自動車整備工場(自動車整備部)

続 傍流の正論 税相を斬る

■弁護士・税理士 品川 芳宣

15

NHKの朝ドラに、「女性初の弁護士」が主人公になったために、朝から、憲法等の法律論を聞かされることになった。最初は、「面白いではないだろうか」と思っていたが、私のテレビタイムの一角を占めるようになった。このような憲法論議については、税務訴訟や租税法の解釈分野でも非常に盛んである。税務訴訟に慣れている人は、このような違憲訴訟が多いのは、「弁護士は税法の自身がわからないから何でも憲法違反で争うのか？」と邪推していた。

もっとも、このように違憲訴訟が多い割に、納税者側が勝訴した事例は、下級審ではともかく、上級審ではほとんど見かけない。それは、租税法の違憲審査に関する最高裁判所の考え方が納税者側に厳しい(立法府に甘い?)からに他ならないからである。すなわち、租税法の違憲審査の範囲を示したことで著名な最高裁判決(昭和60年3月27日大法院判決(いわゆる大島判決))は、昭和39年当時の給与所得控除制度の合憲性に關し、次のとおり判示している。

「租税法の定立については、国家財政、社会経済、国民所得、国民生活等の実態についての正確な資料を基礎とする立法府の政策的、技術的な判断にゆだねるはかばかなく、裁判所は、基本的にはその裁量的判断を尊重せざるを得ないというべきである。」

この大法院判決は、租税法の違憲審査の判例として機能し、その後の裁判に大きな影響を及ぼしている。例えば、昭和末期の土地パブの頃には、土地の取引価格と相続税評価額(路線価)との間に大幅な開差が生じ、「土地さえ買えば相続税が下がる」という現象が一般化したため、昭和63年末、「土地等の取得後3年間は、その取得価額で課税する」旨の法律(租税特別措置法69条の4)ができたが、その後、地価が暴落したため、その法律の憲法違反が問題となった。

違憲審査と原発の安全性

例えば、大阪地裁平成7年10月17日判決の事例では、23億円の取得した土地が3年後の相続開始時に9億円と下落したが、相続税額が13億円課税されたため、当該納税者が前期の租税特別措置法の規定が憲法29条(財産権の保障)に反する旨争ったところ、右判決は、当該規定はその立法目的に照らし若しくは不合理とはいえないから合憲である旨判決した。

しかし、右の大阪地裁判決は、当該規定を適用して相続財産を上回る税負担を強制することは違憲状態になる旨判示して当該課税処分を取り消した。この場合、税務署長は、租税法正義上の合法性の原則が要請され、法律どおりに課税しなければならぬ責めを負っている。納税しがたい判決であったが、上訴審の各判決とも、一審判決を支持することになった。このように、租税特別措置法69条の4に合理性があるというのであれば、そのまま存続させておけばよさそうなものであったが、同規定は大阪地裁判決の半年後に廃止されることになった。

ところで、裁判所は、租税法に關しては、かくも立法府の「政策的、技術的な判断」を尊重しているにもかかわらず、法律家(裁判官)にとっては最も判断が困難なはずである「原子力発電の安全性」に關しては、甚だ安直な判断を下しているとしたか考えられない。私自身、法務省及び裁判所で勤務したこともあり、その体験と最近の租税法以外の各種の裁判例に照らしても、法律の専門家ではない裁判官が、原子力発電の安全性を的確に判断できることは考えられない。

言うまでもなく、原子力発電の稼働の要否は、国家のエネルギー政策を決定づける大問題であり、国家の行く末にも関わることになる。そこであれば、その要否は、専門家の知見を結集して検討し、最終的には国民の負託を受けた立法府の判断によって結論を下すべきであろう。

そうであるべきなのに、租税法の当否を立法府の政策的、技術的判断に委ねようとしている裁判官の自由心証(個人的見解)による判断を委ねることは甚だ問題であると考えられる。そのため、国によっては、原子力発電の安全性の判断を裁判から外しているようであるが、我が国も再考の余地があるものと考えられる。

ことです。調査が始まったら、さりげなく理由を聞いてみると、教えてくれるかもしれません。

次に、調査に要する時間や日数、調査担当者の人数などについてです。調査に要する時間や日数は、調査開始後の状況で変わる場合があるので、事前通知の時点での通知は困難です。人数については、事前通知に際し予定人数を連絡することとなっていますので、人数と合わせて、氏名、所属、役職などを確認しておく方がよいと思います。

また、調査の臨場後は、次回以降の臨場日などを調整しますので「予定でかまいませんので、だいたいの日数を教えてください」と聞いてみましょう。

ここまでは調査対象者への通知でしたが、反面調査で取引先を調査する場合もあります。反面調査の場合には、事前通知に關する法令上の規定はありませんが、運用上、原則として、あらかじめ、その反面調査の対象者の方へ連絡を行うこととしているようです。ただし、調査対象者への通知はありませんので注意が必要です。

については、法令に特段の規定はありません。個々のケースによって事情も異なりますので、何日程度前に通知するかは、一律には決められていないのです。ただし、「来週から調査に伺います」というケースは少ないと考えられますので、少なくとも2~3週間前には、電話による連絡があるのが一般的だと思います。もちろん、指定された日時でも、都合が悪い場合は日時を調整することができます。

また、事前通知を受けた後でも変更は可能です。例えば、一時的な入院、親族の葬儀、業務上やむを得ない事情が生じた場合やその他の合理的な理由があれば、再調整できます。

通知される内容には「調査の目的」があります。主に「提出された申告書の記載内容を確認するため」などの説明があります。ただし、調査を行う理由については、法令上、事前通知すべき事項とはされていませんので、これを説明されることはありません。調査される側は、目的よりも理由が知りたいものですが、事前通知の項目には含まれていないという

3

調査の事前通知は2~3週間前に電話で

都合が悪い場合は変更も可能

法人税調査の基礎知識

■税理士 石本 力

知っておくべき

第3回目は、調査手続の事前通知についてです。

事前通知は、原則として、調査開始前に相当の時間的余裕を持って、電話等により、実地の調査を行う旨、調査を開始する日時・場所や調査の対象となる税目・課税期間・調査の目的などを通知することとなっています。ただし、法令の規定に従い、申告内容、過去の調査結果、事業内容などから、事前通知をすると、違法又は不当な行為を容易にし、正確な課税標準等又は税額等の把握を困難にする可能性や、その他、調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると判断した場合には、事前通知をしないこともあります。いわゆる無予告調査です。

では、実際に調査が実施される何日くらい前に、事前通知があるのでしょうか。実地調査を行う場合の事前通知の時期に

いつの時代にも
人と社会に「安全」と「快適」を。



総合建設業

吉村建設工業株式会社

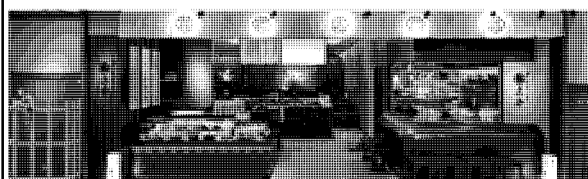
〒604-8414 京都市中京区西ノ京小倉町135
TEL(075)802-1360 FAX(075)802-1359
http://www.yoshimurakensetu.co.jp



土井忠ば漬本舗

【本社】
〒601-1251 京都市左京区八瀬花尻町 41
TEL 075-744-2311 FAX 075-744-2317
URL: https://www.doishibazuke.co.jp/

《直営店》
大原本店・三千院前店・清水店・祇園店・京都駅ポルタ店



土井
窯焼き立てごはん

大原本店・京都駅八条口店・祇園店



NIPPLA

各種切断砥石



日本プラスチック製砥株式会社

代表取締役社長 福田 祥司

京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字竜光14-1

☎(075)956-1111(代)

裁決事例集

213

裁決のポイント

請求人の前代表者を被保険者とした生命保険契約に係る保険金について、保険金の支払通知日の属する事業年度の雑収入に計上した請求人の会計処理は取引の経済的実態からみて合理的な収益計上の基準に即したもので、法人税法上も正当なものであるとして是認すべきと判断した。

審査請求人が受取った死亡保険金について、原処分庁が被保険者の死亡日の属する事業年度の利益の額に算入すべきであるとして法人税等の更正処分等をした。これに対し、請求人が同死亡保険金は保険会社からの支払通知日の属する事業年度の利益の額に算入すべきであり、請求人の処理は是認されるなどとして処分の取消しを求めていた事案で、国税不服審判所は保険金の支払通知日の属する事業年度の利益に計上した請求人の会計処理を正当と判断し、処分を取り消した(令和6年2月26日付、公表裁決)。

事案の概要

請求人は、建築、土木工事請負業等を目的として設立された法人。請求人の代表取締役は令和3年12月10日までA(前代表者)が務めていたが、死亡により退任し、同日〇日にBが就任した。

請求人は、2社の保険会社(各保険会社)との間で、保険契約者を請求人、被保険者を前代表者、死亡保険金の受取人を請求人とする複数の生命保険契約(各保険契約)を締結していた。各保険契約に係る各約款および各特約条項の内容等は、要旨次のとおりである。

イ 支払事由が生じたときは、各保険会社は保険金を支払う。支払事由とは、

被保険者の保険期間中の死亡である。

ロ 支払事由が生じたときは、保険金受取人は遅滞なく各保険会社に通知し、速やかに必要書類を提出して保険金を請求する。

ハ 保険金は、前記ロの必要書類が各保険会社に到着した日の翌日または翌営業日からその日を含めて5営業日以内に支払うが、保険金を支払うために確認が必要な場合やその確認のために特別な照会や調査が不可欠な場合には保険金の支払期限が延長される。

ニ 前記イの支払事由が生じても、一定の免責事由に該当するときは、各保険会社は保険金を支払わない。

ホ 前記イの支払事由が生じた後でも、保険契約者または被保険者に告知義務違反があったときは、各保険会社は保険契約を解除することができ、当該保険契約に係る保険金を支払わない。

ヘ 前記イの支払事由が生じた後でも、重大事由に該当するときは、各保険会社は保険契約を解除することができ、保険契約に係る保険金を支払わない。

前代表者は3年12月〇日に病院で死亡し、同病院は同日、同人の直接死因を「〇〇〇〇」、死因の種類を「病死及び自然死」と診断した。

請求人は、各生命保険契約について、1社に対しては4年3月8日付で、もう1社に対しては4年5月31日付で、必要書類を提出して保険金の請求を行った。

請求人は、最初に保険金の請求を行った各生命保険契約について、いずれも4年3月16日付の「お支払のご案内」と題する各書面を受領し、また、後に保険金の請求を行った生命保険契約について、同年6月6日付の「お支払明細書」と題する書面を受領した。各書面には、保険金をそれぞれ4年3月17日と同年6月8日に支払う旨が記載されていた。

4年3月17日および同年6月8日に各書面に、記載された各金額が請求人名義の銀行口座に入金され、請求人はそれぞれ同日付で各入金額について保険積立金等を差し引いた金額を雑収入に計上した。

審査請求に至る経緯

請求人は3年12月期の法人税等について、青色の確定申告書で法定申告期限までに申告した。なお、請求人は3年12月期の確定申告に当たり、各保険契約に基づく死亡保険金請求権(各請求権)に係る保険金の額(各保険金の額)を益金の額に算入しなかった。

原処分庁はこれに対し、請求人は前代表者の死亡日に、各請求権を取得することから、当該権利の行使が可能となったことから、各保険金の額は請求人の3年12月期の利益の額に算入すべきとして、4年12月16日付で3年12月期の法人税等の更正処分および過少申告加算税の賦課決定処分をした。

主な争点は各保険金の額は3年12月期の利益の額に算入されるか否か。

審判所の判断

原処分庁は、請求人の前代表者を被保険者とした生命保険契約において、前代表者の死因は当該保険契約に係る保険金の支払事由に該当するとともに、免責事由のいずれにも該当しないことから、請求人は前代表者の死亡日において、当該保険金に係る保険金請求権の実現可能性を客観的に認識でき、その行使が可能となったといえるから、請求人が受領した死亡保険金(本件保険金)の額は前代表者の死亡日の属する事業年度の利益の額に算入すべきである旨を主張する。

しかしながら、本件保険金は、保険会社の確認調査等の結果次第では支払われないうち延べようとして企図した事実を認められないこと踏まえれば、本件保険金の額を支払通知日の属する事業年度の雑収入に計上した請求人の会計処理は、取引の経済的実態からみて合理的な収益計上の基準に則したものであり、法人税法上も正当なものとして是認すべきと認められる。

注目の二冊

Q&Aと事例で理解する
賃上げ促進税制の実務
(令和6年度版)

橋本 満男 著

賃上げ促進税制は令和6年度改正で、「中小企業向け」と「大企業向け」の2制度から、「中小企業向け」、「中堅企業向け」、「大企業向け」の3制度に改組された。また、中小企業向け制度では、繰越税額控除制度が措置されるなど、大きく改正されている。

本書は、令和6年度税制改正を踏まえ、賃上げ促進税制を適用するための手引書としてその理解の手助けとなる実務書。中小企業向け、中堅企業向け、大企業向けの「賃上げ促進税制」について、Q&Aを交えてわかりやすく解説。Q&Aでは、「年度の途中、月の途中で役員になった者の給与」「比較雇用者給与等支給額及び調整比較雇用者給与等支給額の算出方法」など多数の項目を掲載。

令和6年度改正に伴う「繰越税額控除制度」の創設、「子育てとの両立・女性活躍支援要件」の適用、「マルチステークホルダー方針」の改正なども詳しく説明。

設例を用いて別表の作成手順もフォローした、実務家と企業担当者の必携書。A5判、352ページ。定価2860円(税込み)。申し込みは、(一財)大蔵財務協会販売局(TEL03-3829-4141、FAX03-3829-4001)。



昭和木材株式会社

本社：旭川市2条通23丁目右1号
☎(0166)31-4781 FAX(0166)31-4785

旭川工場〈製材・加工・乾燥〉流通センター
東川町西町10丁目1番3号
☎(0166)82-7477 FAX(0166)82-5601

住宅事業部：旭川市2条通23丁目
☎(0166)31-3120 ☎0120-22-6969

札幌支店・札幌工場〈プレカット・2×4パネル〉
石狩市新港南1丁目〈石狩工場団地内〉
☎(0133)64-3188 FAX(0133)64-3190

東北支店・プレカット工場
秋田県大館市松木境4-2
☎(0186)50-6555 FAX(0186)50-6557

盛岡営業所：岩手県柴波郡矢野町流通センター南3丁目8-3
☎(019)638-5888 FAX(019)638-5666

仙台営業所：宮城県仙台市若林区卸町5丁目5-2
☎(022)788-2401 FAX(022)788-2402

青森事務所：青森市矢野1丁目2-5
☎(017)763-0872 FAX(017)763-0873

東京支店：東京都江東区辰巳3丁目20-21
☎(03)3521-6911 FAX(03)3521-6916

名古屋支店：名古屋市中区藤前3丁目501番
☎(052)303-2130 FAX(052)303-2131

大阪支店：岸和田市新港町5-7
☎(072)436-7333 FAX(072)436-7334

西日本物流センター
香川県丸亀市土器町北2丁目63-1
☎(0877)64-6670 FAX(0877)64-6671

今までも、これからも。
「生命の未来」のために尽くしたい。
農薬・農業資材・動物薬・畜産用機材の総合商社



代表取締役社長 小田島 隆

本社／〒025-0311 花巻市卸町6番地
TEL 0198(26)4151

営業所／花巻・大船渡・横手・青森・八戸
古川・山形・酒田・福島・旭川・札幌
帯広・釧路・北海道物流センター
家畜衛生食品検査センター
プレミックス工場
卸センター給油所

「寝具リース」全国に広がる
スケールとネットワークで
「快適品質」をお届けします。

◆本社工場・関東工場・静岡工場・中部工場で「ISO9001」を認証取得しております。

◆「医療関連サービスマーク」を認定取得しております。

株式会社 小山商会

代表取締役 小山 喜雄

本社 仙台市青葉区花京院二丁目2番75号 ☎022(265)9701(代)

仙台支店 仙台市若林区卸町東一丁目8-23 ☎022(209)5600(代)

東京支店 東京都大田区矢野一丁目22-13 ☎03(3758)6601(代)

名古屋支店 名古屋市熱田区明野町6-8 ☎052(681)4131(代)

大阪支店 東大阪市楠根一丁目2-3 ☎06(6745)1861(代)

営業所 札幌・青森・盛岡・郡山・北関東・筑波・千葉・千葉中央
静岡・京都・岡山・福岡

本社工場 仙台
工場 札幌・関東・関東第二・千葉・神奈川・静岡・中部・関西・九州

ふるさと納税

ユニークな用途を探る

PART3

編集部編 3



都市部への人口の流出や高齢化などで、活気が失われてしまった地方都市は数多く存在する。地域が衰退すれば、さらに多くの若者が職を求めて地元を離れ、地域の過疎化や高齢化が加速する悪循環に陥る。これらを食い止めるためには、新たな産業を創出し、地域の魅力を高めていくことが欠かせない。

こうした取組みの一環として、ふるさと納税によって資金を集め、その資金を使って、起業家を支援する取組みを進める自治体が相次いでいる。例えば、岩手県盛岡市は今年度から新たに市内で事業を立ち上げた起業家を対象に、ふるさと納税制度を活用した地域外からの資金調達(クラウドファンディング型ふるさと納税)を活用した補助を開始した。

まず、対象となる起業家(事業者)を公募によって選定し、選定された起業家の事業計画を市が契約するふるさと納税ポータルサイトに掲載し、クラウドファンディング型のふるさと納税を活用することで、広く全国の事業に共感する人々から資金を募る。ポータルサイトへの掲載手数料は原則として市が負担するとしている。

産業を創出し、地域の魅力高める

ふるさと起業家支援プロジェクト

資金募集に際しては目標金額を設定し、目標金額の達成・未達成に関わらず集まった寄附額を上限として、事業に要した経費を補助金として交付する。なお、資金が目標金額に届かなかったことを理由に辞退をすることはできないとしている。

同市では、これまでに、①ひとり親家庭の子どもや親元を離れ、奨学金を受けながら学校に通う小学生を対象に、24時間食料品や生活用品を無償提供する共同冷蔵庫「コミュニティフリッジ」の設置事業、②長期預かりもできるネコ専用の「ペットホテル」と家族の代わりに世話をする「ペットシッター」の開業を目指す事業の2事業者を対象として認定し、今月2日から寄附の募集を開始。目標金額を①は150万円、②は115万円に設定している。寄附に当たっては、同市ゆかりの返礼品も受け取る事ができる(同市市民からの寄附は対象外)。

また、千葉県館山市も同様の仕組みで今月2日から、障害のある人が生き生きと生活できる福祉事業、安房地域初のスリランカ料理をメインとした居酒屋、かかりつけ助産師による子育て支援事業の三つのプロジェクトを選定し、寄附の募集を始めている。

総務省は、こうした取組みを「ふるさと起業家支援プロジェクト」と命名。ふるさと納税を活用した起業家の支援を後押しするため、自治体がふるさと納税を財源に起業家に補助をするのとは別に、ふるさと納税を財源に補助する金額を超えない範囲で自治体が起業家に対して上乗せ補助をする場合、特別交付税措置による支援も行っている。

税の書物を



15

青山学院大学教授・弁護士 木山 泰嗣

税法には様々の基本書がある。京都大学法学部の著名な先生が書かれた『税法』という体系書は、1973年に初版が刊行された。

現在の勤務先の大学に着任して10年目になるが、大学院生によく注意することがある。すでに亡くなられた先生に大変失礼なことだが、脚注に記載の文献の表示で、本書の著者名を「清水」と表記した報告レジュメに、毎年遭遇するからである。「先生は京都大学の有名な先生で、『しみず』ではなく『きよなが』です。間違えないように」と、院のク

税法

清永敬次 著

ミネルヴァ書房

1973年に初版刊行の税法の体系書

ラス全員に伝えることになる。転身して研究するようになってから書いているテーマに、「税法解釈のあり方」がある。大学・大学院の紀要に、これまで6本の論文を公表し、今後も続けていく予定だ。このうち、2年前に公表した「租税手続法の解釈のあり方」(青山法学論集64巻3号151頁)を書くこと

実体法の解釈においては一般的な法文から法文に導かれた自由な解釈は許されないと考えるべきであろう」という文章である。税法解釈に要求される「文理解釈の原則」の記述になる。税法にかかわる方であれば、少なくとも1度は、聞いたことがある話だと思おう。

税を防止するための考え方だ。こうして税法があるのに、そこに定められた納税義務の成立要件である「課税要件」の内容を、「解釈」を通じて自由に伸縮できるとなれば、租税法主義は意味をなくす。だから、「税法の解釈……」においては、基本的には厳格な解釈が要請される(同書)。

きに、インスピレーションを得た記述が、本書にあった。清永先生の『税法』には、他の税法基本書と同様に、税法解釈について説明した箇所がある。第4章第1節の「税法の解釈」である。おそらく多くの人が、というかほとんどの人が、読んでも通り過ぎると思われる箇所に、注目した。それは、「税法の解釈、特に租税

し法文からはなれた自由な解釈が許されるとするならば、それは帰するところの法律によらない課税を容認することになり、「租税法主義の原則が……くずれていくことになるから」である。憲法は、あらたな課税にも、現行の課税の変更に「法律」の根拠規定を求める(84条)。この租税法主義は、国家権力による恣意的な課

その疑問を手掛かりに、2年前にこの問題意識を論文にぶつけた。この文章のおかげで、問題意識を得ることができたのだ。そんなことがあったので、生前にお目にかかる機会がなかった清永先生による本書は、わたしの論文の恩師である。

TAX ナンバープレイス

太線で区切られた3x3の9マスには1~9の数字がそれぞれ1つずつ入ります。タテやヨコの9マスの列にも1~9の数字がそれぞれ1つずつ入ります。アルファベットのマスに入る数字を並べると、令和4年度の酒税における課税数量になります。

答え = A B C 万キロリット

予想難易度: 9

3x3 grid with numbers and letters A, B, C.

応募方法

正解された方に抽選で弊会の新刊本をプレゼントいたします。バズルの答え、住所、氏名、年齢、職業、本紙への意見等をお書きの上、下記のメールアドレスにお送りください。

quiz@zaikyo.or.jp

当選者の発表は、発送をもって代えさせていただきます。

<締め切り> 10月28日(月)

前回の答え 2,907件

豊かな経験、確かな技術。



大電工業株式会社

取締役社長 長瀬 裕亮

本社 / 〒760-0067 高松市松福町2丁目4-6 TEL087-851-1178(代) FAX087-851-3621

支店 / 愛媛 営業所 / 徳島・北島 建設所 / 綾川



税務の申告と相談は

税理士法人 上坂会計

公認会計士 上坂 朋宏 税理士 片川 長州 税理士 倉田 一寿 行政書士

今立事務所 〒915-0256 福井県越前市赤坂町4号1番地 TEL(0778)43-1177(代) FAX(0778)43-1176 福井事務所 〒918-8025 福井県福井市江守中2丁目1312 TEL(0776)33-1117(代) FAX(0776)36-8245 小浜事務所 〒917-0069 福井県小浜市小浜白鬚100 TEL(0770)64-5893(代) FAX(0770)64-5968

小中学生120人が労働や納税など学ぶ

ながさKids☆Town 租税教室等も開催

労働や納税、消費と

いった社会や経済のルールを遊びながら体験できるイベント「ながさKids☆Town」がこのほど、長崎市の長崎シビックホールで開催された。子ども

の学びを支援するNPO法人インフイニティが企画したもので、小学3年生から中学生までの約120人

が参加した。イベントではハローワークで好きな仕事を

選び、働いた対価として仮想通貨の「スナラン」を受け取り、その中から納税し、残ったステラで買い物ができるというルール。会場には

税務署や市役所などの公的機関のほか、銀行、アイスクリーム店など

25種類の職業ブースが設置され、子どもたちは様々な仕事を体験しながら、社会の仕組みを楽しく学んだ。

税務署ブースで働く子ども職員たちは、事前に租税教室で学んだ税の知識を生かして、税金の収納や徴収を行ったほか、租税教室等も開催し、税の仕組み

や大切さを伝える広報活動に取り組んでいたII写真。

税務研修会・特別講演会に50人参加

東京・公益社団法人麹町法人会(川村真志会長)は4日、都内のアルカディア市ヶ谷で税務研修会・特別講演会などを開いた。会員ら約50人が参加した。

研修会では、麹町税務署法人課税第一部門の二ノ瀬直上席調査官が「令和6年度税制改正を踏まえた実務上の留意点」と題して講師を務めた。

講演会では同署の小巻則仁署長が「不易流るく便利に使いましょ

酒類行政について、自身の業務経験や豊富な資料をもとに分かりやすく解説したII写真。

参加者は税制等に関する理解を深め、今後の事業活動を展開する上で大変参考になった様子だった。

設立30周年式典と記念コンサート

筑紫法人会女性部会 福岡・公益社団法人筑紫法人会女性部会(木本美香部会長)は7日、筑紫野市の大丸

別荘で設立30周年記念式典と記念コンサートを開催した。

当日は、福岡国税局の元松利孝法人課税課長や筑紫税務署の播磨武裕署長、一般社団法人福岡県法人会連合会

女性部会連絡協議会の辻塚さおり会長、同会の江上嘉実会長らが来賓として多数出席。

式典では、本本部会長が関係者に感謝の意を伝えるとともに、部会のこれまでの活動を振り返りながら「更なる発展を目指して部会員の皆様と共に、確かな歩みが続けていく」と決意を述べたII写真。

夏の交礼会に 会員ら88人が出席

札幌西間税会

管内の小学4〜6年生から作品を募集し、今年は4年生120枚、5年生332枚、6年生603枚の合計1055枚の応募があった。審査の結果、王子税務署長賞など各賞7点と入選10点が選ばれた。各賞に輝いた児童らには11月15日に開

催される納税表彰式で賞状が授与される。

王子税務署の竹中茉莉子署長、北区のやまだ加奈子区長をはじめ、税務署、区、東京都北都税務事務所、北区教育委員会から多数の職員らが出席した。

管内の小学4〜6年生から作品を募集し、今年は4年生120枚、5年生332枚、6年生603枚の合計1055枚の応募があった。審査の結果、王子税務署長賞など各賞7点と入選10点が選ばれた。各賞に輝いた児童らには11月15日に開

催される納税表彰式で賞状が授与される。

王子税務署の竹中茉莉子署長、北区のやまだ加奈子区長をはじめ、税務署、区、東京都北都税務事務所、北区教育委員会から多数の職員らが出席した。

管内の小学4〜6年生から作品を募集し、今年は4年生120枚、5年生332枚、6年生603枚の合計1055枚の応募があった。審査の結果、王子税務署長賞など各賞7点と入選10点が選ばれた。各賞に輝いた児童らには11月15日に開

催される納税表彰式で賞状が授与される。



当日は審査員として王子税務署の竹中茉莉子署長、北区のやまだ加奈子区長をはじめ、税務署、区、東京都北都税務事務所、北区教育委員会から多数の職員らが出席した。

年末調整手続の電子化で説明会

淡路納税協会など

兵庫・洲本税務署(長谷川幸雄署長)と公益社団法人淡路納税協会(石村健会長)はこのほど、3日間にわたって、源泉徴収義務者向けの「年末調整手続の電子化説明会」を開催したII写真。

淡路納税協会と淡路納税貯蓄組合連合会

役員から、地理的表示(GI)指定に向けての進捗状況の説明があったほか、組合員産酒類のPRについてさまざまな意見が飛び交い、非常に活発な懇談会となった。

また、大阪国税局伏見署派遣調整官から大阪・関西万博会場内における国税庁と大阪国税局が実施する取組についての説明があり、万博関連の情報を提供するなど有意義な機会となった。

また、大阪国税局伏見署派遣調整官から大阪・関西万博会場内における国税庁と大阪国税局が実施する取組についての説明があり、万博関連の情報を提供するなど有意義な機会となった。

また、大阪国税局伏見署派遣調整官から大阪・関西万博会場内における国税庁と大阪国税局が実施する取組についての説明があり、万博関連の情報を提供するなど有意義な機会となった。

また、大阪国税局伏見署派遣調整官から大阪・関西万博会場内における国税庁と大阪国税局が実施する取組についての説明があり、万博関連の情報を提供するなど有意義な機会となった。

また、大阪国税局伏見署派遣調整官から大阪・関西万博会場内における国税庁と大阪国税局が実施する取組についての説明があり、万博関連の情報を提供するなど有意義な機会となった。

伏見酒造組合と伏見署が懇談会

万博関連の情報提供も

京都市・伏見酒造組合(増田徳兵衛理事長)

と伏見税務署(北村文夫署長)は9月30日、伏見酒造組合事務所で開催した懇談会を機に、酒類業界の現状等について、意見を交わしたII写真。

また、大阪国税局伏見署派遣調整官から大阪・関西万博会場内における国税庁と大阪国税局が実施する取組についての説明があり、万博関連の情報を提供するなど有意義な機会となった。

また、大阪国税局伏見署派遣調整官から大阪・関西万博会場内における国税庁と大阪国税局が実施する取組についての説明があり、万博関連の情報を提供するなど有意義な機会となった。

また、大阪国税局伏見署派遣調整官から大阪・関西万博会場内における国税庁と大阪国税局が実施する取組についての説明があり、万博関連の情報を提供するなど有意義な機会となった。

また、大阪国税局伏見署派遣調整官から大阪・関西万博会場内における国税庁と大阪国税局が実施する取組についての説明があり、万博関連の情報を提供するなど有意義な機会となった。

また、大阪国税局伏見署派遣調整官から大阪・関西万博会場内における国税庁と大阪国税局が実施する取組についての説明があり、万博関連の情報を提供するなど有意義な機会となった。

また、大阪国税局伏見署派遣調整官から大阪・関西万博会場内における国税庁と大阪国税局が実施する取組についての説明があり、万博関連の情報を提供するなど有意義な機会となった。

「作り手の心」
「飲む楽しさ 食べる喜び」
その真ん中に。

「創る、届ける、味わう」。
そのすべてをサポートします。

酒類・食品総合卸
コンタツ株式会社
東京都中央区八重洲1-1-8 TEL03(3281)1321
https://www.kontatsu.co.jp
https://www.issyusouden.com/

江戸時代的人形専門家 **人形の久月**
本店：東京都台東区柳橋1-20-4 久月ビル1~3階 TEL. 03(3861)5511
支店：大阪/名古屋/札幌/福岡/柏/草加/相模原/筑波/静岡/小倉/越中島流通センター
創るよろこびを **久月人形学院** 本社ビル6階 生徒募集中 TEL. 03(5687)5180

